

監 査 公 表

令和4年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市教育長からあったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月15日

高知市監査委員 細 川 哲 也
 高知市監査委員 金 子 努
 高知市監査委員 山 根 堂 宏
 高知市監査委員 浜 口 卓 也

令和4年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置等の状況は、下記のとおりである。

記

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>教育委員会人権・こども支援課 第2. 外部監査の結果 2. いじめ</p> <p>市いじめ防止基本方針において、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用して行うものとされているところ、<u>学校いじめ対策組織での議事録の作成は、いじめ事案への対応に関する事後的な検証にあたり必要不可欠なものである。教育委員会は、学校に対し、議事録の作成を行うよう周知徹底することが望ましい</u></p>	<p>教育委員会人権・こども支援課 第2. 外部監査の結果 2. いじめ</p> <p>校長会や各学校の校内研修において、学校いじめ対策組織の議事録を作成・保管するよう、指導を行いました。</p> <p>また、教育委員会において、学校いじめ対策組織の議事録のほか、アンケート調査や聴き取り調査の記録の保管等について盛り込んだ基本方針の記載例等の資料を作成し、令和5年11月2日の校長会で説明及び周知を行いました。その後、令和5年11月6日付けで高知市立学校に通知及び配付をしました。</p> <p>実施日：令和5年11月6日</p>
<p>教育委員会教育研究所 第2. 外部監査の結果 3. 不登校</p> <p>不登校児童生徒に対する経済的支援の実施について、例えば、鳥取市では、一定の基準を満たしたフリースクールに通所する児童生徒の保護者のうち、収入や居住場所などの要件を満たす者に対し、通所費、通所に係る交通費及び実習費などについて助成する制度を設けている。また、佐賀県江北町では、フリースクールへの入学準備金とし</p>	<p>教育委員会教育研究所 第2. 外部監査の結果 3. 不登校</p> <p>本市において、同様の補助が可能となるような制度については、健康福祉部福祉管理課によりますと、「現在までに支援を行った実績はないですが、生活保護法による教育扶助においては、身体的、地理的条件等により、自転車等で通学できない場合等、限定的な条件の下、最小限度の交通費が支給できることになっています。しかし、フリ</p>

<p>て2万円、学費と交通費については、併せて月額4万円を上限に奨学金として交付する奨学金制度を設けている。<u>本市においても、経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒が、フリースクールなど学校以外の場で学習を行う場合の経済的支援について検討することが望ましい</u></p>	<p>ースクールへ通う児童生徒に支給が可能かどうか、国からの明確な通知が出されていないため、現状での対応は困難と考えています。」ということです。教育委員会においても、学校以外の場で学習を行う場合の経済的支援について国の動向に注視するとともに、引き続き、他課との連携を図ってまいります。</p>
<p>教育委員会教育研究所 第2. 外部監査の結果 3. 不登校 <u>不登校児童生徒の保護者に対し、不登校児童生徒に対する支援を行う機関や保護者の会などに関する情報提供、指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱い制度を周知することについて、教育委員会が特段の周知方法を採用している事実は確認できなかった。教育委員会は、このような情報提供や制度の具体的な周知方法につき、検討することが望ましい</u></p>	<p>教育委員会教育研究所 第2. 外部監査の結果 3. 不登校 令和5年度から、教育支援センターみらいにおいて、不登校に悩んでいる保護者のみならず、子育てに悩んでいる全ての保護者を対象に、子育てで気を付けたいことや、子どもとの関係で悩んだ時のヒント、相談窓口等の情報を伝える「子育て通信 子どもたちの笑顔のために」を作成し、家庭連絡システムを用いたデジタルでの配信等の取組を進めています。今後においても、不登校対応の重点月を中心に、高知市立学校の全家庭に届け、不登校を含めた子育て等の悩みについて相談や支援ができるよう努めてまいります。</p>
<p>教育委員会教育研究所 第2. 外部監査の結果 3. 不登校 <u>本市では、自宅においてICTなどを活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いに関しては、在籍校の校長が判断を行うことになっているため、その判断は必ずしも容易ではない。教育委員会において、児童生徒の指導要録上の出席扱いにつき、適切・有効であると判断する場合の画一的な基準・目安を作成することが望ましい</u></p>	<p>教育委員会教育研究所 第2. 外部監査の結果 3. 不登校 教育委員会において、「不登校児童生徒が自宅においてICTなどを活用した学習活動を行った場合の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドライン」を策定し、令和5年6月1日に、高知市立学校へ周知を図っております。ガイドラインでは、「指導要録上の出席扱い」とする判断の要件を明記しており、それをもとに、校長は指導要録上出席扱いすることについて判断するようになっております。</p>
<p>教育委員会青少年・事務管理課 第2. 外部監査の結果 4. 就学援助制度 <u>再審査請求書の書式は、請求理由として、家計急変や、離職・転職・休職（育児休暇・療養休暇など）により前年に比べて今年の所得が著しく減少する見込みであるため、及び、就学援助で判定された世帯の構成が事実と異なるため、の2点のみを挙げているところ、当初の審査が、世帯構成、</u></p>	<p>教育委員会青少年・事務管理課 第2. 外部監査の結果 4. 就学援助制度 令和5年度認定分から、再審査請求書の様式を改訂し、所得状況と世帯構成の相違以外の理由でも再審査請求を行えるようにいたしました。</p>

<p>申請の理由，収入状況などの総合判断であれば，<u>これらの理由以外による再審査請求もありうるはずである。援助規則上も，再審査請求の理由を限定する規定はない。再審査請求の理由を限定するような誤解を与えぬよう，再審査請求書の書式は，改訂することが望ましい</u></p>	
<p>教育委員会高知商業高等学校 第2. 外部監査の結果 5. 教員の労務管理 商業高校教員の時間外勤務は，<u>超勤3項目の業務で，かつ臨時または緊急のやむを得ない場合に限り，従事させることができる。教育委員会及び校長は，教員をかかえる業務に従事させるためには，<u>超過勤務命令を発出しなければならないことを今一度徹底する必要がある。また，時間外勤務を行った場合には，その内容を教員に報告させ，実態を調査するなど，時間外勤務の実態の把握をする必要がある</u></u></p>	<p>教育委員会高知商業高等学校 第2. 外部監査の結果 5. 教員の労務管理 教育委員会から校長に対して，時間外勤務を命ずる場合は，超勤3項目の業務で，臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限り当該業務に従事させることができることを今一度確認しました。時間外勤務は超勤3項目の業務に限り命令するため，命令時にはその業務の内容を把握しており，業務終了後は従事時間や内容について従事者からの申請により確認をします。</p>
<p>教育委員会高知商業高等学校 第2. 外部監査の結果 5. 教員の労務管理 <u>労働安全衛生法上の超過勤務情報を通知するにあたっては，面接指導を行う場合の実施方法や時期などの案内も併せて行うことが望ましい</u></p>	<p>教育委員会高知商業高等学校 第2. 外部監査の結果 5. 教員の労務管理 平成30年度から，超過勤務情報を知らせるとともに，面接指導の案内も併せて行っております。</p>
<p>教育委員会学校教育課 第2. 外部監査の結果 6. 学校集金 <u>生徒会費名目で集金しながら，当該会計科目から，PTA会費科目に振り替えた上で，PTA会費として支出している学校があった。このような取扱いは，「学校集金の各会計間の流用は，行ってはならない。」（学校集金要綱第13条第1項）に反するものである。教育委員会は，各学校の会計科目の整理状況を今一度確認した上で，学校集金要綱の遵守を徹底させるべきである</u></p>	<p>教育委員会学校教育課 第2. 外部監査の結果 6. 学校集金 指摘事項にある運用が見られた学校については，監査報告があった後速やかに学校長に対して改善を図るよう求めました。二つの会計科目における支出項目に共通した類似の内容があったため，統合して支出する形になっていたことが原因であり，同様の運用について各学校に周知した上で学校集金要綱の遵守についても校長会等を通じて徹底を図りました。</p>
<p>教育委員会学校教育課 第2. 外部監査の結果 6. 学校集金 <u>当該会計科目の利用目的とは異なる用途で預金口座を利用していた学校があった。教育委員会は，各学校に対して，会計処理をより明確に行い，使</u></p>	<p>教育委員会学校教育課 第2. 外部監査の結果 6. 学校集金 利用口座の明確化とともに，使用されていない預金口座については，解約するよう校長会等を通じて周知いたしました。</p>

<p><u>用されていない預金口座がある場合は直ちに解約するよう指導することが望ましい</u></p>	
<p>教育委員会学校教育課 第2. 外部監査の結果 6. 学校集金 <u>預金通帳、金融機関届出印及び現金を保管する金庫につき、当該金庫を解錠するための鍵の管理が不十分な学校があった。教育委員会は、各学校に対して、重要な鍵については、管理職や会計事務担当者のみがアクセス可能な状態で管理するよう指導することが望ましい</u></p>	<p>教育委員会学校教育課 第2. 外部監査の結果 6. 学校集金 重要な鍵の管理について、担当者をできるだけ少数に限定して運用するとともに、保管場所を安全な場所にするなどの対応を校長会等を通じて周知いたしました。</p>
<p>教育委員会学校教育課 第2. 外部監査の結果 6. 学校集金 <u>学校集金用の預金口座間で出金及び預入れをする際に、口座振込ではなく、現金で引き出した上で、他の金融機関まで持参し、当該金融機関の預金口座へ入金する運用を行っている学校が散見された。紛失や盗難リスクのある方法であり、学校集金の管理として不適切である。教育委員会は、各学校に対して、学校集金用の口座間の資金移動は、現金によることなく、口座振込とするよう指導することが望ましい</u></p>	<p>教育委員会学校教育課 第2. 外部監査の結果 6. 学校集金 可能な限り現金での取り扱いを控えるとともに、利用金融機関の統一を図るなどの対応を校長会等を通じて周知いたしました。</p>
<p>教育委員会学校教育課 第2. 外部監査の結果 6. 学校集金 <u>学校集金を現金で受領する際、統合型校務支援システムには、会計事務担当者が、受領した現金を預金口座に入金した日付しか記録が残らない。教育委員会は、各学校に対して、現金を受領した際には、児童生徒に対し預かり日を記入した預かり証を発行し、学校においてその預かり証の控えを保管する取扱いをするよう指導することが望ましい</u></p>	<p>教育委員会学校教育課 第2. 外部監査の結果 6. 学校集金 集金についてはできるだけ現金での取り扱いを控えるようにしているところですが、個人の都合等でやむを得ず現金での取り扱いがある場合には収受の記録を残すよう、校長会等を通じて周知いたしました。</p>

<p>教育委員会学校教育課 第2. 外部監査の結果 6. 学校集金 <u>金庫や耐火書庫の内容物や出し入れの記録を付けていない学校がほとんどであった。教育委員会は、各学校に対して、預金通帳、届出印、現金その他貴重品については、内容物や出し入れの記録を作成し保存するよう指導することが望ましい</u></p>	<p>教育委員会学校教育課 第2. 外部監査の結果 6. 学校集金 金庫や耐火書庫に収納する内容物の精選を図るとともに、取扱担当者を少数に限定して運用し、貴重品の出入庫については記録を残すよう校長会等を通じて周知いたしました。</p>
<p>教育委員会学校環境整備課 第2. 外部監査の結果 7. G I G Aスクール構想事業 <u>巨額の更新費用が予想されるタブレット端末について、本市は、今後の設備点検費用、管理費用及び更新費用につき、明確な見通しを持っていない。早急に対策及び整備計画を検討することが望ましい</u></p>	<p>教育委員会学校環境整備課 第2. 外部監査の結果 7. G I G Aスクール構想事業 文部科学省は各都道府県に基金を創設し、端末更新を進める方針を本年11月に決定しました。このことを受けて、本市では、令和7年度当初に予算要求を行い、機器更新を行う更新計画を立てております。</p>
<p>教育委員会学校環境整備課 第2. 外部監査の結果 9. 物品の管理 消耗品の中には、文房具類のように短期間に高頻度で消耗されることが想定され、1個当たりの金額が数百円のものから、<u>キャビネットや会議机のように、ある程度長期間の利用が想定され、金額が数万円のものまで多種多様である。1万円未満の「その他消耗品」についてまで、管理簿を作成し全てにラベルで標示することは、学校現場の負担を考慮しても現実的ではないが、学校現場において、ある程度長期間の利用が想定され（減価償却資産の耐用年数などを参考にすることも一案である。）、かつ、価額が数万円を超えるような比較的高価な消耗品については、別途管理簿を作成して管理することを再検討することが望ましい</u></p>	<p>教育委員会学校環境整備課 第2. 外部監査の結果 9. 物品の管理 平成25年度に備品とみなすものの基準額が「1万円以上」から「10万円以上」に変更された後も、学校では比較的高価な消耗品については、管理のためにラベルを作成してきたが、全庁的に見てもこれは学校独自のものです。 今後は、高知市物品会計規則に基づいて適正に管理を行ってまいります。</p>